

○厚生労働省告示第四百三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅱ区分132(3)に次のように加える。

③ 脳動脈瘤治療用レーザー用プローブ

88,700円

別表Ⅱ区分133に次のように加える。

(22) 脳動脈瘤治療用レーザー用ターミネータム

1,390,000円

別表Ⅱに次のように加える。

187 半導体レーザー用プローブ

231,000円

別表Ⅸ(5)の表117(2)の項、117(4)②の項、144(1)②の項及び182の項を削り、同表に次のように加える。

187 半導体レーザー用プローブ (承認番号)	平成27年10月1日から 平成28年3月31日まで	243,000円
----------------------------	------------------------------	----------

22700BZX00165000